

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年八月九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四 九）の一部を次のように改正する。

別表第二第二項第三号中「死亡し、又は退職する場合」を「死亡し、退職し、又は法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任等する場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。